

心身軽やか運動教室

9月の運動教室は夜の時間帯で実施します。暑い日が続きますが、食欲の秋にむけ、今から一緒に体を動かしませんか。

日 程 9月3日、10日、17日、24日
(4回) 木曜 午後7時～8時30分
夕食を摂ってからご参加ください。

会 場 保健センター

もちもの 運動のできる服装、運動靴(内履き)、
タオル、飲物

講 師 健康運動指導士 遠藤 良江 先生

対 象 おおむね30歳～65歳までの在住
・在勤者
8月31日(月)までにお申込みく
ださい。

申込み・問合せ

保健センター ☎82-1557

社会を明るくする運動実施

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は今年で65回を迎え、7月3日(金)に村の保護司、更生保護女性会が街頭活動を行いました。

広報車で運動実施の放送を流しながら村内を巡回した後、農産物販売所と和紙の里で啓発グッズを配布し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解と協力を呼びかけました。

今後も犯罪や非行のない明るい社会を築くため“社会を明るくする運動”を実施していきます。



お詫びと訂正

平成27年7月号に誤りがありました。
お詫びして訂正します。

4ページ 久保田慶一氏瑞宝双
光章を受章

5行目

誤 昭和43年4月に

正 昭和46年4月に

10ページ 社会を明るくする運動

3行目

誤 更正について

正 更生について

健診結果説明会

今年度も結果説明会を下記の日程で行います。健診の結果説明や生活習慣病予防のための食事や運動についての個別相談を実施します。希望する方は保健センターに電話でお申込みください。

日 程 9月1日(火)、2日(水)、
4日(金)、7日(月)

時 間 [結果説明および健康相談]

午前9時30分～午後4時(1人30分程度)

[栄養相談]

午後1時30分～4時(1人30分程度)

場 所 保健センター

申 込 み 予約制となっておりますので、ご希望の方は保健センター(☎82-1557)までご連絡ください。

なお、健診を受けていない方もご利用いただけます。また、健診結果が「特定保健指導」の該当になった方には別途ご案内をお送りいたします。

子どものしあわせのために

* 児童扶養手当制度

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までです。

また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

* 特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

住民福祉課福祉年金担当 ☎82-1221